

協働のまちづくりに関する包括連携協定書

函館市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）は、それぞれが有する資源を有効に活用し、函館市民の誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりに協働で取り組むため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、函館市民のサービスの向上および地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協働で取り組むものとする。

- (1) 災害対策に関すること
- (2) 交通安全に関すること
- (3) ふるさと納税の推進に関すること
- (4) 高齢者の見守りに関すること
- (5) 環境保全等に関すること
- (6) 市政情報および観光情報の発信に関すること
- (7) その他、甲、乙の協議により決定した事項

2 甲および乙は、前項各号に掲げる事項の他に連携を行う場合は事前に協議を行うものとする。また、具体的な連携内容については、甲乙合意の上、決定するものとする。

（秘密の保持）

第3条 甲および乙は、第2条に定める連携事項等の検討および実施により知り得た他の当事者（以下「開示者」という。）の秘密情報（開示者が秘密である旨を明示して開示した情報）を、開示者の書面による事前承認を得ずに第三者（乙の子会社、関連会社を除く）に開示・漏えいまた

は本協定に定める目的以外のために使用してはならない。

2 甲および乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(協定の有効期限)

第4条 本協定の有効期限は、本協定締結の日から令和10年2月25日までとする。ただし、有効期限満了までに協議のうえ、甲および乙の合意が得られた場合は、さらに期間満了日の翌日から3年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協定の変更)

第5条 甲または乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議し変更を行うものとする。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自1通を保有する。

令和7年(2025年)2月26日

函館市東雲町4番13号

甲 函館市

函 館 市 長 大 泉 潤

札幌市白石区本通18丁目北4-1

乙 佐川急便株式会社 北海道支店

支 店 長 寺 島 秀 樹